

いじめ防止基本方針



東海村立白方小学校

令和7年4月1日策定

1 本校の基本姿勢

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済んでしまう児童はいない」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の6つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決に当たる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。
- (6) いじめ防止、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図るための研修を実施する。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、「傍観者」としていじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①朝のあいさつ運動の実施

毎朝の登校時間に、代表委員やあいさつボランティアの児童が正門に立ち、あいさつをする。全校児童が気持ちのよいあいさつを交わすことにより、元気で明るい学校生活の一日のスタートとする。

②縦割り班活動・異学年交流

縦割り班活動やふれあいの時間などを通して、他学年の友達との交流を深め、仲間づくりの基礎を培う。

③人権集会の実施・人権コーナーの充実

学級目標の発表、人権標語の発表や掲示などを通して、良好な人間関係を構築する。

④道徳の授業の充実

道徳の授業の充実、道徳コーナーの工夫・充実や道徳の授業公開等を通して、心と心の交流を図る。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・縦割り班活動での異年齢集団活動の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動、クラブ活動の充実

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

グループエンカウンター等の活動を行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせるとともに認められる自分の存在を感じることで、自尊感情を育む。

③学習のねらいの明確化と共通した学習の流れの設定

学習のねらいを明確にし、児童がこの時間に何を学ぶかをはっきりさせたり、学習の流れを示したりすることによって、見通しをもって学習に取り組めるようにし、主体的に学習に取り組めるようにする。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と喜びを分かち合えるうれしさが実感できるような相互交流の場の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、生活・総合的な学習の時間などで道徳性の育成を図る体験活動を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ②様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、生徒指導部が中心となって速やかに連携を図り、全職員が情報の共有を適切に行うことで、より多くの目で当該児童を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い当該児童に安心感をもたせるようにするとともに問題の有無を確認する。
- ④「教育相談アンケート」を実施すると共に、教育相談月間を含め、適時教育相談を実施し、児童の悩みや人間関係の把握をし、「いじめゼロ」の学校づくりを目指す。
- ⑤年3回の「いじめアンケート」を行い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決に当たる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、特別支援教育コーディネーター、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を図りながら指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携を密にし、学校側の取組について伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。また、被害者家庭の意見を十分聞き取るなど適切な話し合いをもつ。学校内だけで問題解決を図るようなことはしない。
- ②積極的に「いじめ・体罰防止サポートセンター」等の相談窓口の利用の紹介をする。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ①「校内特別支援教育・生徒指導部員会」
月1回、問題傾向を有する児童について現状や指導についての情報の交換及び共通理解、共通行動について話し合う。
- ②「いじめ問題対策委員会」
いじめ問題に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任等によるいじめ問題対策委員会を設置する。必要に応じてSC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）を構成員として加える。
いじめ問題発生時の担任等の関係職員を加えて「いじめ問題対策委員会」を開催し、いじめ問題への対応や事後指導などを行う。
また、いじめ防止、早期発見・早期対応のための教職員の資質能力の向上のための校内研修を「いじめ問題対策委員会」が中心となって実施する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況により緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、指示のもと迅速に支援体制をつくり対処する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下のとおりである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、PTA会長、青少年相談員、主任児童委員、（SC、SSW）

5 いじめ問題発生時の対応

いじめの発見

- ①本人からの訴え【全職員】
- ②保護者・他児童からの訴え【全職員】
- ③教師の発見【全職員】
- ④関係機関・地域からの情報【全職員】

↓

※「いじめ・不登校早期発見のためのチェック表」を用いて未然防止・早期発見に努める。【資料1】

※「『いじめ』面談調査シート」を用いて面談し、必要な記録を確実に残す。・・・・・・【様式1】

対応（1）

- ①いじめ問題対策委員会の設置
【校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・生徒指導部員・担任・その他】
- ②村教育委員会への報告・指導【教頭】
- ③関係機関への報告・連携【教頭・生徒指導主事】

↓

関係児童への指導・援助

- ①被害児童への支援（事実確認・情報収集・援助）
【教頭・生徒指導主事・養護教諭・学年主任・生徒指導部員・担任】
- ②加害児童への支援（事実確認・情報収集・指導）
【教頭・生徒指導主事・養護教諭・学年主任・生徒指導部員・担任】

↓

保護者への指導・援助

- ①被害児童保護者への支援
（事実指導経過の報告・今後の対応説明・理解と協力の依頼）
【校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・担任】
- ②加害児童保護者への支援
（事実指導経過の報告・今後の対応説明・理解と協力の依頼）
【校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・担任】

↓

対応（2）

- ①関係児童への継続指導・経過観察
【生徒指導主事・養護教諭・担任】

いじめについては、いじめの未然防止を図り、良好な人間関係の醸成に力を尽くす。

ただし、万が一、いじめがおこった場合は、いじめは人を傷つける行為であり許されない行為であることを説諭する。加えて、いじめを受けた児童の心のケア、いじめた児童への助言を丁寧に行うと共に、その後の被害児童と加害児童へ、再発がないかの確認の声かけ（毎週）、家庭へその後の様子の連絡（月1回程度）を行い、「いじめの再発がないかの確認と観察、家庭への報告」を半年間は継続して行う。

- ②村教育委員会へ経過報告・最終報告【教頭】

- ③関係機関へ経過報告・最終報告【教頭・生徒指導主事】

※「『いじめ』事後観察シート」を用いて事後観察の記録を残す。・・・・・・【様式2】

いじめ防止のための取組年間計画

月	実 施 計 画
4月	○学年間の情報交換、指導記録の引継ぎ ○いじめ対策に係る共通理解、いじめ対策組織編成 ○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【保護者会】
5月	○校内研修「配慮を要する児童への対応」 ○校内研修「いじめの早期発見と指導のあり方」 ○行事を通した人間関係づくり【遠足等】 ○ふれあいの日
6月	○いじめアンケートと教育相談の実施 ○ふれあいの日
7月	○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○学校評価の結果分析と改善策の検討 ○ふれあいの日
8月	○校内研修
9月	○教育相談の実施 ○ふれあいの日
10月	○行事を通した人間関係づくり【遠足等】 ○いじめ防止標語の作成【学級指導】 ○ふれあいの日
11月	○いじめアンケートと教育相談の実施 ○人権集会（いじめ防止標語の発表）人権意識啓発活動 ○ふれあいの日
12月	○学校評価の実施。児童・保護者の意見を聞く ○学校評価の結果分析と改善策の検討 ○ふれあいの日
1月	○ふれあいの日
2月	○いじめアンケートと教育相談の実施 ○ふれあいの日
3月	○記録整理、次学年への引継ぎ情報の作成 ○小・中学校の情報連携のための連絡会の開催

【資料1】 いじめ・不登校早期発見のためのチェック表

		児童の様子（「このような児童がいないか」という観点で）	4月	5月	6月
登校時	1	友達から離れて、いつも一人で登校する。			
	2	あいさつの声をかけても、はっきりとして返事が返ってこない。			
朝の会	3	健康観察で、表情がさえず、うつむいている。			
	4	遅刻、欠席、早退が多くなってきている。			
授業中	5	教室に入れず、保健室や職員室で過ごす。			
	6	教科書、ノートなどに落書きされたり汚されたりする。			
	7	発表したり失敗したりするとやじられたり笑われたりする。			
	8	グループなどを作る時、取り残されてしまう。			
休み時間	9	これまで仲の良かったグループから外されている。			
	10	用事がないのに職員室や保健室付近を歩き回る。			
	11	遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。			
給食時	12	楽しい会食ができず、給食を残したり、グループに入れなかったりする。			
	13	グループの食器の片づけを一人でやっている。			
清掃時	14	みんなが嫌がる分担を行っている。			
	15	清掃が終わっているのに、いつも後片付けを一人でやっている。			
帰の会	16	配布したプリント等が渡してもらえない。			
	17	下校近くになると、不安そうな表情をして落ち着かない。			
下校時	18	用事がないのに教室に残ったり職員室に来たりする。			
	19	靴や傘を隠されたりいたずらされたりする。			
その他	20	理由のはっきりしない傷やあざ等が見られ、隠そうとする。			
	21	一人で行動し、集団行動をさける傾向がある。			
	22	ノート、作文や絵画に気にかかる表現や描写が見られる。			
	23	腹痛、頭痛をよく訴え、保健室に行きたがる。			
	24	嫌がる体の特徴やあだ名を言われたり呼び捨てにされたりする。			

11 不登校・いじめ問題

- 1 日頃の行動を観察し、不登校・いじめの兆候となりそうな状況を早期に把握する。

（休みがちな児童、保健室によく来る児童、教室に一人である等気になる行動を見逃さない）

- ① 登校時・休み時間の行動を観察
- ② 保護者からの訴え、児童からの訴え、連絡
- ③ 教師の発見など

- 2 不登校・いじめ問題等の恐れ・発見の場合は、早期に対応する。

- ① 事実関係を把握し、報告する。緊急の場合は、校長の指示のもと直ちに対応する。
（担任・学年主任 生徒指導主事 教務・教頭 校長）
- ② 共通理解し、今後の対応について検討する。
 - ・ 不登校対策委員会
 - ・ いじめ対策委員会

- 3 該当児童への指導をする。
状況によっては、学級・学年・全校児童への指導を進める。
（担任・学年主任・生徒指導主事）

※「いじめ」面談調査シートを活用する。

- 4 保護者への対応をする。
（担任・学年主任・生徒指導主事・教頭・校長）
- ① 被害児童保護者 実状とこれまでの指導の経過、今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。
 - ② 加害児童保護者 実状を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

- 5 状況によってはPTAにも説明し、協力要請をする。

- 6 継続指導をし、随時指導の経過を報告する。（担任 校長）

- ① 解決が長引くことも予想し、継続観察しながら指導を進める。※「いじめ」事後観察シートを活用する。
- ② 保護者へ関係機関を紹介したり、学校から依頼をしたりする。

日常の観察

問題の発見

対 応

状況把握
学級
学年
全校

被害児童の指導
加害児童の指導

保護者への対応

PTAへの報告

児童への
継続指導

関係機関へ
協力依頼

【様式 1】

「いじめ」面談調査シート

様式 1				
「いじめ」面談調査シート				
1. 当該児童・生徒からの面談調査記録				
当該児童・生徒 (被害が疑われる児童・生徒)	氏名		所属	
面談・記録者 (原則として担任教諭)	氏名		役職	
面談日時		年 月 日 () ~		
された行為	誰からされたか			
	いつ, どこで, 何をされたか			
	どのように感じたか(感じているか)			
	心身の不調等が生じているか			
	その他, 訴えたいこと			
2. 関係児童・生徒からの面談調査記録				
関係児童・生徒 (加害が疑われる児童・生徒)	氏名		所属	
面談・記録者 (原則として担任教諭)	氏名		役職	
面談日時		年 月 日 () ~		
☐ いじめたと疑われる児童生徒 ☐ 周りにいた児童生徒	の聞き取り内容			
※いじめとの認識があるか否かではなく,				
当該行為が <u>事実か否か</u> の確認を重視すること。				
面談記録者 所見				
提出日と受領確認 (原則として教頭が受領)		年 月 日 ()	受領者 :	

【様式2】

「いじめ」事後観察シート

様式2								
「いじめ」 事後観察シート								
		※手書き記録可						
日付	1. 当該児童・生徒からの面談調査記録 (聞き取りした様子)							
月	当該児童・生徒 (被害が疑われる児童・生徒)		いじめられて いる	☐ はい				
				☐ いいえ				
日	関係児童・生徒 (加害が疑われる児童・生徒)		いじめていな い	☐ はい				
				☐ いいえ				
月	当該児童・生徒 (被害が疑われる児童・生徒)		いじめられて いる	☐ はい				
				☐ いいえ				
日	関係児童・生徒 (加害が疑われる児童・生徒)		いじめていな い	☐ はい				
				☐ いいえ				
月	当該児童・生徒 (被害が疑われる児童・生徒)		いじめられて いる	☐ はい				
				☐ いいえ				
日	関係児童・生徒 (加害が疑われる児童・生徒)		いじめていな い	☐ はい				
				☐ いいえ				
月	当該児童・生徒 (被害が疑われる児童・生徒)		いじめられて いる	☐ はい				
				☐ いいえ				
日	関係児童・生徒 (加害が疑われる児童・生徒)		いじめていな い	☐ はい				
				☐ いいえ				
月	当該児童・生徒 (被害が疑われる児童・生徒)		いじめられて いる	☐ はい				
				☐ いいえ				
日	関係児童・生徒 (加害が疑われる児童・生徒)		いじめていな い	☐ はい				
				☐ いいえ				
月	当該児童・生徒 (被害が疑われる児童・生徒)		いじめられて いる	☐ はい				
				☐ いいえ				
日	関係児童・生徒 (加害が疑われる児童・生徒)		いじめていな い	☐ はい				
				☐ いいえ				
月	当該児童・生徒 (被害が疑われる児童・生徒)		いじめられて いる	☐ はい				
				☐ いいえ				
日	関係児童・生徒 (加害が疑われる児童・生徒)		いじめていな い	☐ はい				
				☐ いいえ				
月	当該児童・生徒 (被害が疑われる児童・生徒)		いじめられて いる	☐ はい				
				☐ いいえ				
日	関係児童・生徒 (加害が疑われる児童・生徒)		いじめていな い	☐ はい				
				☐ いいえ				